

京都府府有林Jークレジット創出事業仕様書（案）

京都府（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間で令和〇年〇月〇日に締結した「京都府府有林Jークレジット創出事業に関する協定書」第3条に規定する仕様書について、以下のとおり定める。

1. 基本的な考え方

府が管理する分収造林地（以下「府有林」という。）6,384.26haを対象に、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「Jークレジット制度」という。）に基づくクレジットの創出・販売を府と共同で取り組む者（以下「共同創出者」という。）が締結した協定に基づき、双方の協力のもとに、航空レーザデータを活用するなどしてJークレジット創出に取り組み、認証され発行されたクレジットの販売を行う。

なお、発行されたクレジットは、府と共同創出者が分担して行う作業の費用割合に応じて分配する。

2. 事業名

京都府府有林Jークレジット創出事業

3. 対象となる森林の面積

※各契約地の位置は別添位置図のとおり、なお、面積は施業履歴等の精査により増減することがある

管内	人工林	天然林（保安林）	計
山城	69.33ha	0.50ha	69.83ha
京都	118.82ha	0.00ha	118.82ha
南丹	2,078.91ha	345.63ha	2,424.54ha
中丹	2,383.47ha	126.22ha	2,509.69ha
丹後	1,212.95ha	48.43ha	1,261.38ha
合計	5,863.48ha	520.78ha	6,384.26ha

4. 協定期間

協定締結の日から令和15年3月31日

5. 制度文書

事業の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、以下のJークレジット事務局が定める最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

- ・実施要項
- ・実施規定（プロジェクト実施者向け）
- ・実施規定（審査機関向け）
- ・モニタリング算定規定（森林管理プロジェクト用）
- ・方法論策定規定（森林管理プロジェクト用）
- ・約款（プロジェクト実施者向け）

6. 事業の進め方

(1) スケジュール

令和5年度及び令和6年度に実施する作業

プロジェクト登録

- ・計画書作成、審査機関による審査対応
- ・プロジェクト登録申請

クレジット認証・発行

- ・モニタリング（航空レーザデータ解析）

森林整備、巡視

令和7年度以降毎年実施する作業

クレジット認証・発行

- ・モニタリング報告書作成、審査機関による検証対応
- ・クレジット認証・発行申請

クレジットの活用

- ・発行されたクレジットの販売促進

森林整備、巡視

(2) 作業の役割分担

作業項目		時期	甲	乙
森林整備	森林整備、管理（巡視等）	R5～R13	○	
プロジェクト登録	プロジェクト計画書作成	R5～R6		○
	審査機関への審査依頼、対応			○
	プロジェクト登録申請			○※
クレジット認証・発行	モニタリング（航空レーザデータ解析）	R7～R14		○
	モニタリング報告書作成			○
	審査機関への検証依頼、対応			○
	クレジット認証・発行申請			○※
クレジット活用	クレジットの分配		○	
	クレジット販売促進			○

※申請は京都府名義で実施

(3) 協定期間中に甲が負担する経費（見込み）

森林整備に要する経費	森林管理に要する経費	合計
620 百万円	13 百万円	633 百万円

※令和6年度から令和13年度（プロジェクト期間の8年間）に実施する経費

(4) 乙が負担する経費

上記（2）の乙が行う作業に要する経費は、乙が負担する。

7. 情報管理及び情報保護対策

- ・ 乙は、本業務で取り扱う情報について、個人情報、発注者から貸与された資料及び情報を適正に管理するものとする。なお、乙が第三者に解析、集計等を依頼する場合は、甲に書面により協議し、承諾を受けなければならない。
- ・ 乙は、機密情報の提供、返却等の授受については、甲と協議の上、行うものとする。

8. 甲が乙に提供、貸与する資料

(1) 提供資料

- ・ 森林経営計画書（令和5年1月20日～令和10年1月19日）
次期の森林経営計画書（令和10年1月20日～）については、作成後に提供する。
また、森林経営計画の内容に変更が生じた場合はその都度提供する。
- ・ 契約地別施業履歴

(2) 貸与資料

- ・ 航空レーザデータ
- ・ 府有林に係る森林簿データ及び森林計画図データ
- ・ その他、甲と乙が協議の上、必要と認められる資料

(3) 資料の管理及び返却

乙は、貸与資料を破損・紛失・盗難などの事故がないように管理し、本事業が完了したとき、協定が解除されたとき、及び本業務の遂行上不要となったときは、甲に速やかに返却を行うものとする。

9. 守秘義務

- ・ 乙は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は対処してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。
- ・ 乙は業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性を高く求められる資料を利用するため、取扱には紛失又は漏洩の内容に格別な注意を払うものとする。

10. 紛争の回避

乙は、業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地の所有者の了解を得るなど、紛争が起こらないように留意すること。

11. 諸事故の処理

- ・ 乙は、情報の漏洩を含む諸事故が発生した場合、速やかに甲に報告する。
- ・ 本事業により生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、その原因が乙による場合、乙の責任により解決しなければならない。
- ・ 上記の規定は、本業務に係る協定期間の終了後又は協定解除後も同様とする。

12. データ解析成果品の帰属

- ・ 得られた成果品は、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条及び第 47 条第 3 項に定める全ての権利並びに民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 206 条に定める所有権は共同創出者が有するものとし、府に使用权を提供するものとする。
- ・ また、共同創出者は、本業務の成果品を府の許可なく第三者に対して複写、公表、貸与及び使用してはならない。

13. その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、府と共同創出者の協議し決めるものとする。

この仕様書に記載の内容を、甲乙が確認したことを証するため、この仕様書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府知事 西脇 隆俊

乙 住所
氏名